

吉原 直樹

震災アーカイブの虚と実

記憶とは生命であり、生ける集団によって担われる。記憶は、たえず変化し、想起と忘却を繰り返す。また執拗な歪曲にも気づかず、ありとあらゆる利用や操作を受けやすいが、長く潜伏していたかと思えば突然蘇りもする。

——ピエール・ノラ「記憶と歴史のはざまに」

はじめに

阪神・淡路大震災が起きてからほぼ四半世紀、東日本大震災の発災からはちょうど八年六ヶ月。その間ずっといわれてきたことは、創造的復興である。考えてみれば、その名の下に大小さまざまな施策がたちあられては消えていった。だが誰の目にも明らかなのは、被災地、とりわけ原発事故被災地の福島では未だ「常態への復帰」が果たされていないことである。そうした中で、被災地自治体では、震災・復興に関するおびただし

い数の文書・資料の洪水に見舞われ、それをどう守り抜くかに苦慮している。また被災者たちは「社会の忘却」に抗するかのよう震災の継承に取り組んでいる¹⁾。これらは被災地の復興と密接にからんでいるが、なお体制としては未確立である。しかしここに来て、とりわけ原発事故被災地の相双地区12市町村において帰町が相次ぐなかで（二〇一九年四月現在で双葉町を除く全自治体が帰町）、記憶の掘起しと記録・文書類を整理し伝える活動、さらにそうした記録・記憶文書類を保管・管理する場や施設の整備、すなわち震災アーカイブをめぐる施策が講じられるようになっていく。

ちなみに、文書の保存・管理主体／記憶の継承・伝承主体としての公共機関としてすでに、二〇〇二年に「人と防災未来センター」が発足しているが、二〇二〇年夏には「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設」が双葉町にオープンすることになっている。それとともにコミュニティやNPO等の市

民セクターの主導的役割に期待が寄せられるようになってい
さらに学際的なアーカイブの構築もすすんでおり、市民や被災
者を巻き込んだアーカイブズの活用も現実のものとなりつつ
ある。

こうして、にわかに被災者、被災地自治体、コミュニティが
震災アーカイブにおけるキープレイヤー／ファクターとして注
目されるようになってい。そして(1)「文書の洪水」にどう対
処し、(2)「記憶の継承」にどう向き合い、(3)アーカイブの利活
用においてコミュニティがいかなる役割を果たし得るか、とい
うことがこれらのプレイヤーにとって喫緊の課題となっている。

これらは復興・創生期間がまもなく終わろうとするいま、復興
の総体評価・モニタリングに直接リンクするような課題として
位置づけられている。いうまでもなく、それらは、単に文書保
存・管理、記憶／記録の継承、コミュニティでの利活用の問題
に留まるものではない。ここであらためて指摘したいのは、震
災アーカイブズの背後に、ナショナル／ローカル権力、災害資
本主義、そして震災／復興ツーリズムの存在が見え隠れしてい
る点である。何よりも注目されるのは、アーカイブの下でうご
めいているそうした存在が多かれ少なかれ、常態への復帰、地
域活性化、地域再生／コミュニティ回復を謳い文句としながら、
被災者たちの「ふるさと喪失」をキャッチアップしようとして
いることである。

さてこうしてみると、震災・復興にかかわるアーカイブ化の
社会的枠組みと全体像を示すことが、いま何よりもとめられ
ているといえよう。本稿では、この課題を相双地区の被災地自
治体を事例にして、「1」「文書の洪水」のなかの被災地自治体、
「2」記憶の継承に向き合う被災者たち、「3」震災アーカイブ
の利活用のなかのコミュニティ、という順に検討するなかで緋
いてみよう。

1 「文書の洪水」にとまどう被災自治体

今日、被災地自治体の内外で所蔵されている災害・復興文書
および資料はとどまるところがない。それらはごく大雑把に
言っても、以下のようなものがある（いずれも、保存期間は有
限である）。

- ① 国、県等から／への通達、文書等
- ② 国、県、被災地自治体との／間の会議資料、会議録等
（バックデータとしての録音記録等も含むー以下、同じ）
- ③ 常設、アドホックな委員会での配布資料、議事録等
- ④ 住民集会、公聴会での配布資料、討議録
- ⑤ 庁内、課内伝達文書
- ⑥ 各種稟議書・起案書

⑦各種アンケート調査結果（個票、集計表を含む）

これらの文書・資料はほとんどの自治体において無尺蔵に存在し、しかも体系的に整理されていない。複数の部署に重複保管されている可能性もある。したがって内容が重複しており、分散保管の壁となっている。逆に部署ごとに特化した保管となっており、全体の布置状況が見えなくなってしまう恐れがある。時系列保存か分類保存かの仕分けがなされていないこと、保存期間が一定していないこと、保存管理のノウハウが未確立であること——これらは結局のところ恣意的な廃棄処分へとつながりかねない。なお、以上のような問題を回避するために導入されている電子データ化のシステムがあらたなリスクを招くかもしれない。部分的な毀損が生じると、全データが消滅してしまう恐れがあるからだ。そして何よりも憂慮されるのは、帰町にともなう庁舎移転によって意図的、無意図的な大量の一括廃棄が起こりかねないという点である（平成の市町村合併ではこれが大々的にみられた）。残念なことに、オーバーワークの公務員の勤務状況が予想されるこうした事態に対応できないことが危惧される。

さてこうした危惧される状況の下で「文書の洪水」に対処する根本的な方法は未だ立ちあられていない。しかしそれにたいする基本的スタンスの確立はもはや先延ばしすることはでき

ない。何よりも災害の記憶としての「公文書」を守り抜く行政的意思の確認がなされなければならない²⁾。そしてこうした行政的意思を具体化するものとして、記録管理部署の設置が求められる。それが首長部局か第三者機関かはさしあたり問わない。重要なことは、専門職としてのアーキビストを配置し、独立的地位を保障することである。現在、相双地区の被災地自治体で独立したアーキビストを配置しているところは皆無である。ちなみに、大熊町では企画調整課の職員が兼任で業務を担っている。他の被災地自治体でも大同小異である。多分、ここからは働き方改革の課題³⁾も浮き彫りになってこよう。いずれにせよ、いまや待たなしの状態であり、文書の保存・管理について何らかの中間的施策の施行がもとめられていることはたしかである。

2 記憶継承の多様な試みと主体形成のありよう

1) 記憶継承の試み

それでは未だ体系だったものではないが、震災アーカイブをめぐる注目すべき動きとしてあちこちで立ちあられている記憶継承の試みに目を転じてみよう。まずそうした試みの一つとして記憶の中の震災遺産、いふなれば震災がもたらしたモノやバシヨの確認／検証の作業をみてみる。ここで鍵となるのは、

記憶継承の対象となる震災遺産の類型化である。ちなみに、半谷成満によると、それは以下のようなになる（半谷二〇一八）。

- (a)地震・津波の痕跡（地割れ・断層・津波堆積物）
- (b)被災物つまり震災によって壊れたものや機能を失ったもの（瓦礫・被災建造物）
- (c)震災の対応として生じたものや景観（仮設住宅・フレコンバッグの集積）
- (d)被災していないもの。

この類型化の試みは、震災で本来の意味を失ったものがメルクマールとなっている。ところで、こうした類別化された震災遺産の多くは今日メタデータのままではない。インターネットとデジタル技術の進化、普及と相まって、夥しい数の震災遺産をアナログとしてだけでなく、画像や映像としてデジタル・データ化し整理し保管するアーカイブが構築されている。つまり震災遺産の多くは記憶のデジタル化の下に置かれている。とすれば、ここにメタデータとの照合という重要な課題が生じる。またそれとともに、新たな形式での記憶の同時代での共有および次世代への継承が喫緊の課題となる。

2) 記憶の継承／伝承主体とアーカイブをめぐるガバナンス

さて以上のような課題とともにあらためて問われるのは、記憶の継承／伝承主体をどう指定するかという点である。この点

についてとりあえず四つの主体、すなわち国／県／被災地自治体、地域コミュニティ、NPO等市民団体、そして被災者が考えられるが、いまのところ主導的な役割を担うのは被災地自治体である。なぜなら、記憶の継承／伝承をめぐる四者がコラボレーションするにしても、それを可能にするネットワーク拠点ないし「場」が必要であり、それを整備できるのは国／県／被災自治体であるからだ。ちなみに、現在それを担うものとして期待されているのが、国レベルでは国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）であり、震災地／被災地では、先に指摘した二〇〇二年開館の「人と防災未来センター」であり、二〇二〇年夏開館予定の「東日本大震災・原子力災害アーカイブ



図1 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター(写真提供：阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター)



図2 東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設完成予想図(写真提供：福島県生涯学習課)

「拠点施設」である（図1、図2参照）。

こうしたアーカイブや拠点施設を中心にして、上記の諸主体が記憶にたいするそれぞれの思いやステイクを抱きながらせめぎあうなかで、記憶の継承／伝承をめぐるガバナンス（協治／共治態）⁴⁾ができあがるのである。そしてこれに学際的なアーカイブの構築⁴⁾や市民／被災者を巻き込んだアーカイブの利活用（↓3.）⁴⁾が加わることによって上述のガバナンスに厚みができる。

そうしたなかにあつて、先に言及した「（一種の社会的暴力としてある）忘却への抵抗」としての記憶の継承／伝承が今日とりわけ重要になっている。なぜなら、この間、被災地で記念行事やモニメントが開催／建立されてきた／いるが、それらは〈忘却〉に對置される「記憶の場」として、すぐれてピエール・ノラがいう「記憶装置」を自覚的に配置するものとしてあるからだ（Nora 1997 = 二〇〇三）。そのことは同時に、指摘してきた記憶の継承／伝承をめぐるガバナンスのありようを再帰的に問うことにもなる。

3) 記憶の社会的枠組みの再考に向けて

ところでここで、これまでの叙述を踏まえながら、アーカイブの社会学の構成要件になると考えられる記憶について少し検討してみる。まず最初に確認されるべきは、記憶は過去のでき

ごとの「思い出」ではないということである。それはアンリ・ベルクソンが指摘しているように、複数の「思い出」がある文脈の下で組織化されたものである（Bergson 1896 = 一九九九）。ここで重要な意味をもつのが文脈である。なぜなら、それは記憶主体の連続性を意味するからである。平たくいうと、記憶が「私」の連続性にねざすのが「個人的記憶」であり、「集団」の連続性にねざすのが「集合的記憶」である。ちなみに、モーリス・アルヴァックスは、後者の「集合的記憶」を「集団的記憶」（特定集団によって伝承され保存され想起される記憶）、「社会的記憶」（特定集団を超えて社会全体に拡がっている記憶）、「歴史的記憶」（国民的出来事と理解される記憶）に類別している（Halbwachs 1950 = 一九八九）。

さていうまでもなく、「個人的記憶」も「集合的記憶」も震災アーカイブの第一次的資料を構成しているが、この間の震災アーカイブの動きをみると、「個人的記憶」よりは「集合的記憶」を重視し、それをメインに継承／伝承する活動が一つの大きな流れになっている。とりわけ震災アーカイブの利活用面において、「個人的記憶」を脇において「集合的記憶」、なかでも「社会的記憶」や「歴史的記憶」を中心に置く傾向が顕著にあらわれている。ここで注目したいのは、「社会的記憶」や「歴史的記憶」はネイションやエスニシティや階級性といった集合性に基礎しがちであること、したがってその連続や持続が

強調される場合、それらが曖昧であればあるほど価値表出的なものになり、国家や民族にたいするイリユージョンと背中合わせになる傾向があることである。詳述はさておき、先に言及したナショナル／ローカル権力、災害資本主義、そして震災／復興ツーリズムが今日被災地において跋扈しているといった事態も、こうした動向と無関係ではないように思われる。後に、震災アーカイブが権力、資本、そして地元自治体がまるでマニユエル・デランダのいう「アサンブラージュ」(Delanda 2006)、つまりシステムを構成する諸要素が関係し合う合成物⁵⁾のようになっているイノベーション・コースト構想においてしつかり位置づけられていることを指摘するが、この点にかかわらず検討することが重要な課題となるだろう。

同時に、上述の記憶のありようを社会学的な問題構制⁶⁾としてとらえ返した場合、あらためて課題となるのは、一つには「集合的記憶」様式の変容とそこから出現しているこれまでとは異なる記憶のスケープ(地景)、また一つには、それらを見据えながら立ちあらわれる「記憶の社会的枠組みと意味場の問い込み」(高橋二〇二二)をどうとらえるかという点である。ちなみに、後者に関していうと、記憶の主体が震災を境にして意味世界をどう生き抜き、自覚的に関与してきたのか、そしてそのことを通して震災アーカイブの環境形成⁷⁾にどう貢献してきた／いるのかの検証が一大争点になるだろう。こうした検証はまた、

上述したイリユージョンと結びついて「支配的物語」(鹿島二〇〇六)を編み出している権力や資本のありようを相対化する上でも欠かせない。

3 震災アーカイブの利活用の可能性と課題

1) 災害記録誌の刊行へ／から

前項では記憶継承／伝承の対象(震災遺産)とその主体について論じたが、そもそも記憶継承／伝承の活動としてどのようなことが行われているのかについては言及しなかった。これらの活動／試みは現実には種々雑多におよんでいるが、主だったものとしては(1)被災者への聞き語り、(2)記憶の掘り起し、(3)災害記録誌の刊行、があげられる。ちなみに、多くの被災地自治体では、(1)↑(2)↓(3)という形で展開されているようである。そこでここでは、被災地である相双地区の市町村で刊行されている、原発事故災害の記憶と記録を伝える一連の災害記録誌に照準をあわせて活動／試みのありようを検討し、あらためてそこからみえてくる震災アーカイブの可能性(＝方向性)と課題について考察してみたい。

先に言及したように、相双地区一二市町村は原発事故によって二〇一一年に避難指示区域に指定され、住民は避難を余儀なくされた。その後漸次指定解除がなされ(ただし、「帰還困難

表1 福島県相双地区 12 市町村の災害記録誌の刊行状況

市町村名	記録誌名	刊行年月
南相馬市	南相馬市災害記録誌	2013年3月
双葉町	双葉町東日本大震災記録誌—後世に伝える震災・原発事故	2017年3月
大熊町	大熊町震災記録誌—福島第一原発、立地町から	2017年3月
宮岡町	宮岡町「東日本大震災・原子力災害」の記憶と記録	2015年3月
川内村	川内村の記憶	2014年3月
広野町	ふる里“幸せな帰町・復興”への道のり	2015年3月
新地町	震災と復興—50年後の新地人へ	2014年3月
稲葉町	稲葉町災害記録誌—語り継ぐ震災、築く未来へ	2015年1月
浪江町	浪江町震災記録誌—あの日からの記録	2017年3月
相馬市	東日本大震災相馬市の記録 第1回中間報告	2011年10月
葛尾村	葛尾村東日本大震災記録誌—原子力発電所事故による全村避難の記録	2015年3月
飯舘村	までのいの心を綴る	2018年3月

注) 各市町村ホームページおよび担当部署への聴き取り、より作成

「区域」は除く)、現在、双葉町以外は「帰町」している。ところで各市町村では、被災・避難、復興の記録と記憶を災害記録誌として集成し、全住民に配布している(表1)。それらの内容は一概に論じられないが、だいたい、公的文書・新聞記事等にもとづいて事態の推移を時系列でおさえ、そのあいだあいだをさまざまな主体によって提供された写真や映像などとともに、個人の手記とか記憶の掘り起こしなどで埋めるといった構成となっている。それ自体、きわめてドキュメント色の強いアーカイブとなっているが、「集合的記憶」の掘り起こしが中心となっており、それを被災者への聞き語りにもとづいて掘り起こされた「個人的記憶」によって補完(場合によっては、代替)するものとなっている。

ちなみに、「大熊町アーカイブ事業」を事務方として事実上担ってきた喜浦遊は、「編さんのよりどころにしたのはやはり町の公の文書である行政文書であった」と述べ、さらに次のように言っている。

町職員以外で協力いただいた方々の証言が町側と食い違うこともあった。これについては……「記録誌の編纂にあたっては、関係機関で事実の認識が異なる場合、町側の証言・認識を採用しましたので、ご了承ください」という一文を入れて町の立場を優先した(喜浦二〇一九・二九)。

いみじくも、ここにはローカル権力の意思が見事に貫かれており、「個人的記憶」よりは「集合的記憶」にもとづく編纂にオーセンティシテイ(真正性)を与える立場が明確に示されている。結果的に、町の呼びかけに応じて提出した個人の手記とか、被災者を悩ませた流言飛語のようなものはほとんど掲載されなかった。たとえば、編さん委員会に提出した、以下のようなTさんの手記は採用されなかった。

福島県、なかでも中通りでは、大熊町の女を嫁にもらうなどという話が広がっている。放射能の影響で生まれてくる子どもに奇形児がふえるという噂話がまことしやかにささやかれており、震災の影響がここまでおよんでいるのかと驚いたものである⁶⁾。

こうした手記を「個人的記憶」として掲載しないスタンスには、災害記録誌の性格が如実にあらわれているが、それはさておき、刊行された災害記録誌(大熊町の場合、『大熊町震災記録誌』(表1参照))を「見る」「読む」ことによって、何よりも被災者が被災の経験をふりかえり、「個人的記憶」、「集合的記憶」のいかんにかかわらず、記憶としてあるものを検証することができるようになった。また学校やコミュニティでそれらを防災教育や防災学習の教材として「用いる」ことで、住民が

被災の経験を共有し「自分ごと」として確認することが可能になっている。ちなみに、大熊町についていうと、町生涯学習推進団体である「おおくまふるさと塾」がそうした災害記録誌を小、中学校の防災教材として「読み」、「伝える」活動を主体的に担っている。そしてその活動をコミュニティ(区)にまで広げている。あらためて指摘するまでもないが、ここでは被災の記録を「被災に皆がともに向き合った記録」として共有し普遍化することによって、いわば身近にある素材を通して防災、減災につながるまちづくりの規範的な意識を形成することが目論まれている。

2) メディアとしての災害記録誌の可能性

同時に、アーカイブとしての災害記録誌は、人びとが被災の記憶・経験を呼び起こし、まなざしを共有することを通してつながっていくメディア(媒体≡場)となっている。しかしこのメディアということでいうと、人びとの被災の記憶・経験の共有が地域をこえてより外に広がっていくことが、いま強くもとめられているのである。その点であらためて注目されるのは、アーカイブとしての災害記録誌が、インターネットでアクセスし、ダウンロードできるデジタルコンテンツとしてあることだ。このネットとデジタルを介して、災害記録誌はまぎれもなく被災地と非被災地、文化や世代、立場の異なる人びとをつなげる

可能性をつくり出し出している。現行の災害記録誌は先に指摘したように、「集合的記憶」を重視することによる種のバイアスをももたっているが、デジタル化によって、被災地／被災者を「異なる地域」／「異なる人びと」とつなげ、そのことが結果的にそうしたバイアスを縮減する可能性を有していることは否定できない⁷⁾。

実際、災害記録誌を外から「読む」＝「用いる」ことによつて、災害を直接経験していないが、原発事故災害の有するある種の不条理、「どうしようもなさ」、さらに復興過程の「いま」を大きく特徴づけている、既述した「アサンブラージュ」にたいする違和感および共通感覚の輪がゆるやかに広がっている。いまのところ、そこから目立ったアクションや行動は出てきていないが、原発事故被災の記憶・経験を「ひとごと」ではなく「自分ごと」として検証する動きが部分的にめばえているのも、たしかである。この場合カギとなるのは、ネットとデジタルのもつ非線形的な循環性とフットルースなコレクティブティのありようである。

ともあれこうしてみると、デジタルアーカイブとしての災害記録誌は、明らかに、それを「読む」住民にとどまらず、外にあって「用いる」人にたいしても原発事故災害からの復興のありようを考える機会を作りだしている。それとともに、アーカイブの構築にとつて不可欠である「資料を収集する人」、「与え

る人」、「用いる人」の間の連携⁸⁾つながり、ネットワーク形成をうながしている。

ちなみに、相双地区では、二〇一六年四月、双葉町アーカイブ事業推進連絡協議会、同年七月、富岡町アーカイブ施設検討町民会議、二〇一七年九月、大熊町アーカイブズ検討委員会、二〇一八年一月、富岡町アーカイブ施設整備識者検討部会、同年一〇月、浪江町震災遺構検討委員会、と続々と立ち上がり、にわかにアーカイブ事業に着手する自治体が増えている。この動きは明らかに復興・創生期間の終了（二〇二一年三月）を見据えたものであるといえるが、ここで触れたデジタルアーカイブとしての災害記録誌の可能性を踏まえたものであるのかどうかは必ずしも明らかではない。その点で、パブリックなアーカイブを構築する主体の、環境整備およびデザインをおこなう責任はかぎりなく大きいといわざるを得ない。あらためて既述した震災アーカイブをめぐるガバナンスにおいて、公的主体としての国／県／被災地自治体の果たす役割（ある種のレゾンデール）が問われる所以である。

4 震災アーカイブの虚と実

1) イノベーション・コースト構想と震災アーカイブ

ところで近年、一部でアーカイブの構築の動きを復興ツアー

などと結びつけて、きわめて近視眼的に地域活性化の切り札になるといった議論がみられる⁸⁾。そうした議論にたいしては肯定、否定等、さまざまなりアクションがあらわれているが、ここに至りてそれ以上に注目されるのは、イノベーション・コースト構想においてアーカイブ拠点施設が明確に位置づけられ、もてきたような活動を上からキャッチアップするような体制ができあがりつつあるようにみえることである。イノベーション・コースト構想は公式には、「東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す……。廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に取り組む」(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list/275-1006.html>)とされているが⁹⁾、表2にみられるように、震災アーカイブ事業も取り込んでいる(↓「アーカイブ拠点施設事業」、「アーカイブ拠点施設設置準備事業」)。

イノベーション・コースト構想が基本的には、「大文字の復興」(大沢真理)を踏襲/追認し、原発事故被災地に「新しい産業循環」(後述)をつくり出そうとするもの、そしてそれ自体、先に指摘した国家、資本、そして自治体からなる「アサンブラージュ」を織りなすものであるとするなら、その構想に震災アーカイブが位置づけられ組み込まれるというのは、震災

アーカイブ拠点施設が単に過去の記憶を保存する場にとどまらないことを意味している^{シニフィエ}。考えようによっては、それは人びとの記憶をナショナル리티の枠に組み入れるとともに、それを市場化へ誘導するマイルストーンのような役割を果たすことになるかもしれない。そしてその点では、災害記録誌が重視する「集合的記憶」をコミュニティで「読み」「伝える」活動にも、同じようにナショナル리티に回収されていく惧れはある。そのためにも、上述したデジタル化の意義をプラスとマイナスの両面にわたって再検証する必要がある。この点については、項をあらためて述べることにしよう。

2) 外に向かう復興文化の担い手

災害記録誌にみられるデジタルアーカイブがデータをフレキシブルに「用いる」裾野を広げることによって、すぐれて地域と地域、人と人をつなげるネットワーク機能を果たし得ることについてはすでに述べた。こんにち、人びとがデジタルアーカイブにアクセスするのは、単にそこに保存されている記憶を「読む」のではなく、そこをさまよいつくことを通して「他者」と出会い、「他者」とともにある自分をみいだすきっかけを与えてくれるからである。この出会いと自分の発見⇨ポジションがアーカイブをしてぶあつい復興文化への担い手へと押し上げているのである。

表2 平成30年度福島イノベーション・コースト構想関連“県事業”

- (1) 拠点の整備及び研究開発の推進に関する取組
- ・再生可能エネルギー復興支援事業（企画調整部）
 - ・水素エネルギー普及拡大事業（企画調整部）
 - ・スマートコミュニティ支援事業（企画調整部）
 - ・**アーカイブ拠点施設整備事業（文化スポーツ局）**
 - ・**アーカイブ拠点施設設置準備事業（文化スポーツ局）**
 - ・地域復興実用化開発等促進事業（商工労働部）
 - ・福島新エネ社会構想等推進技術開発事業（商工労働部）
 - 福島イノベーション・コースト構想重点推進分野事業化促進事業（商工労働部）
 - ・チャレンジふくしま「ロボット産業革命の地」創出事業の一部（商工労働部）
 - ・ロボットテストフィールド整備等事業（商工労働部）
 - ・先端技術活用による農業再生実証事業（農林水産部）
 - アグリイノベーション活用型営農モデル推進事業（農林水産部）
 - ・ふくしまアグリイノベーション実証事業（農林水産部）
 - 農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業の一部（農林水産部）
 - 次世代を担う地域農業先端モデル実証事業（農林水産部）
 - 先端技術活用による水産業再生実証事業（農林水産部）
 - ・水産試験研究拠点整備事業（農林水産部）
 - ・水産種苗研究・生産施設復旧事業（農林水産部）

- (3) 生活環境の整備促進に関する取組
- 福島イノベーション・コースト構想推進事業
 - 「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業
 - 被災地域生活交通支援事業（生活環境部）
 - 医療・介護ロボット導入促進事業（保健福祉部）
 - ・交付金事業（道路）（再生・復興）（土木部）
 - ・帰還環境整備交付金事業（道路）（土木部）
 - ・補助事業（港湾）（再生・復興）（土木部）
 - ・交付金事業（港湾）（再生・復興）（土木部）
 - ・交付金事業（港湾）（土木部）

- (2) 産業集積の促進及び未来を担う教育・人材育成に関する取組
- 福島イノベーション・コースト構想推進事業（企画調整部）
 - ・成長産業等人材育成事業（商工労働部）
 - 未来を担う創造的人材育成事業（商工労働部）
 - ・ふくしま地域創生人材育成事業（商工労働部）
 - ふくしまの企業情報発信事業（商工労働部）
 - ・原子力被災地等企業立地促進事業（商工労働部）
 - 福島イノベーション・コースト構想産業集積推進事業（商工労働部）
 - 福島イノベーション・コースト構想重点推進分野等事業化促進事業（商工労働部）
 - 農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業の一部（農林水産部）
 - ・被災地域農業復興総合支援事業（農林水産部）
 - ・原子力被災12市町村農業者支援事業（農林水産部）
 - 企業納涼参入サポート強化事業の一部（農林水産部）
 - 木材加工流通施設等整備事業（農林水産部）
 - ・未来へはばたけ！イノベーション人材育成事業（教育庁）
 - ・グローバル人材を育む小中連携英語教育推進事業（教育庁）
 - 福島イノベーション人材育成実践事業（教育庁）
 - 福島イノベーション人材育成調査・支援事業（教育庁）
 - ・福島イノベーション人材育成広域連携事業（教育庁）
 - ・福島県教育復興推進事業（教育庁）
 - ・小高統合高等学校設備整備事業（教育庁）
 - ・小高スーパープロフェッショナル人材育成事業（教育庁）
 - ・スーパーグローバルハイスクール事業（教育庁）

- (4) 来訪者の増大による地域への交流人口の拡大に関する取組
- 福島イノベーション・コースト構想推進事業（企画調整部）
 - ・復興祈念公園整備事業（土木部）

- (5) 多様な主体相互間の連携の強化に関する取組
- 福島イノベーション・コースト構想推進事業（企画調整部）

※○は新規事業（一部新規を含む）

出所）ふくしま復興ステーション HP より（但し、転載に際して一部省略）

しかし復興文化の担い手といっても、それが内に閉じてしまっているとするれば、これまでの地域コミュニティにみられたように、ナショナルなものに回収されてしまいかねない。この点で、先にとりあげた「おおくまふるさと塾」が災害記録誌を小、中学校の防災教材として「読み」、「伝える」活動をすすめるにあたって、ひとつの「ふるさと」ではなく、いくつもの「ふるさと」があり得ることを想定した上で、被災者の置かれている状況／境遇に寄り添って多様な「読み方」をおしすすめていることは興味深い。ちなみに、「おおくまふるさと塾」のリーダーであるKは、「ふるさと」(の創出)について次のように述べている。

多くの大熊町民はふるさとは帰れない。特に子どもたちにとっては、ふるさとはもはやないにひとしい。ふるさと塾では三・一一以降、そのことを前提にしてふるさとを複数のに継承していく活動をおこなっている¹⁰⁾。

詳述はさておき、ここでは「集合的記憶」が一つの「ふるさと」とナショナルリティに帰属し、またハーヴェイ等の指摘する「新しい産業循環¹¹⁾」の場／機会を形成するような事態に陥るのを巧みに回避しているようにみえる。そうした点で、Kがデジタルアーカイブを通して「内」以上に「外」にたいしてコン

テントを積極的に広げようとしているのは、いくつもの「ふるさと」に加えて、外にひろがる震災アーカイブのありようを示してあまりある。

むすびにかえて

みてきたように、こんにち、震災アーカイブは福島県の相双地区の原発事故被災地でみるかぎり、復興の「いま」と複雑にからまり合いながら進展している。ここでは特に、災害記録誌における被災の記憶と記録の取り扱いに照準を合わせてその様相の一端をみてきたわけであるが、もとよりそれは単なる記憶と記録の保存にとどまるものではない。そもそも記憶のなかでもとりわけ「集合的記憶」が中心になっており、それが「個人的記憶」を脇において取り扱われるところに、「大文字の復興」と深く連動した災害記録誌の性格を読み取ることができる。その反面で、災害記録誌の「読み方」、「用い方」によっては、ポスト三・一一のこの国の統治の「かたち」に必ずしも共振しない復興文化の形成も可能なことがわかった。その場合に、何よりも「外」に開かれた「読み方」、「用い方」が鍵になることを指摘した。そしてデジタル化がこのことを大きくうながす可能性があること、そして現に部分的にうながしつつあることを明らかにした¹²⁾。

ただ、冒頭の箇所て提示した3つの課題のうちの第3番目、すなわちアーカイブの活用においてコミュニティがいかなる役割を果たし得るか、という点についてはほとんど触れることができなかった。ただ、デジタル化を通して「他者」と出会い、「他者」とともに自分をみいだすことを可能にする震災アーカイブのありよう自体、従来の内に閉じたコミュニティ（相双地区の場合、区コミュニティ）では望み得ないことは明らかである。またそのことに関連して、「おおくままちふるさと塾」の災害記録誌の「読み方」、「伝え方」が、けっして内向きの「むらぐるみ」、「まちぐるみ」ではないことを指摘するのは重要であろう。繰り返そう。「おおくままちふるさと塾」の人びとはいくつもの「ふるさと」の下に記憶をたどり、再編成し、プレ3・11からポスト3・11を貫く地層に向き合っているのである。

先にも述べたように、「アーカイブの社会学」の構成要件の一つは、あきらかに震災をめぐる記憶である。しかしこの記憶は時間の流れと空間の経験様式の変化とともにあり、複層的な社会的布置構成のありようを強く反映させている。とすれば、ここで強調した「集合的記憶」の、「支配的物語」に回収されやすく、ナショナルティと市場化に組み込まれやすい性格も、反証としてとりあげた「おおくまふるさと塾」の活動¹³⁾とともに、総体としての復興体制との関連構造のなかで明らかにすべ

きであろう。

いずれにせよ、本稿は、表題の下に東日本大震災の復興の「いま」を浮き彫りにしようとして用意されたものであるが、残念ながら課題山積のまま閉じることにする。あらたな機会を得て未遂の課題に向き合いたいと考えている。

最後に、成田龍一の一文を引用し、本稿を閉じることにする。そこで指摘されているような状況が震災アーカイブをめぐる起こらないことを祈りつつ。

記憶の内容をめぐる抗争はすでに久しいが、さらに、記憶がないがしろにされることと、あらぬことがらが記憶としてもち出されることが随伴してきた。記憶が消去され、あらたな記憶がもち出され、加えて、歴史が道具化されるような状況である（成田二〇一六…一九七）。

注

- 1) 「忘却」は被災の現状に真摯に向き合うことなく、それを避ける方向へと誘うことである。この場合、「忘却」するための社会的装置としての国家の存在が無視できない。だからこそ、国家がいかに巧みに忘却しているかを記録するアーカイブの

役割が重要になってくるのである。

2) いわゆる「モリカケ問題」で公文書改竄・隠蔽問題が公になった。放っておけば民主主義が成り立たないという批判に加えて、国家の統治の根幹が崩れてしまうことが危惧された。

3) そもそも職員数の絶対的不足に加えて適切な配置がなされておらず、まずもって個々人の業務荷重／働きすぎ（被災地自治体ではこの傾向がより顕著にあらわれている）を解決すべきだという意見が根強く存在する。

4) たとえば、東日本大震災アーカイブ Fukushima、みちのく震録伝などがある。

5) アサンブラージュはもともとジル・ドゥルーズが編み出した言葉である。ちなみに、かれは次のように定式化している。

それは多くの異質な項から構成される多様体であり、「……」それらの項のあいだの諸々の結びつき、諸々の関係を成立させる多様体である。またこのアサンブラージュの唯一の単位は共機能作用に属している。つまり、それは一つの共生、一つの「共感」なのである。重要なのはけっして系統関係ではなく同盟関係と合金関係である。それは遺伝、子孫ではなく、伝染、疫病、風である（*111）では、

Harvey (2009 = 二〇一三：四三七) から引用)。

6) Tへのヒアリング・ノート（二〇一九年三月三日）より。

7) ところでこのところ、公的な補助金等の終了などによってアーカイブ自体の閉鎖や「リンク切れ」が続いている。それとともに閲覧し「見る」「読む」ことによって、過去と現在を接続し、未来へとつなげていくアーカイブそのもののあり方が問われるようになっていく。特にデジタルアーカイブの場合（いまやこれが主流になっているが）、ダウンロードし「見る」だけでは容易に「消える」という状態にある。だからこそ、以下に言及するような「用いる」（利用する）という活動がきわめて重要になってきているのである。

8) アーカイブ拠点施設、とりわけそこにおける各種展示にたいしては、立場性を明示していないという根強い批判がある。たとえば、古市憲寿は、平和資料記念館を例にとり、そこで展示されている写真は、原爆のむごたらしさとともに、それが広島に与えたインパクトを十分に伝えるものであるが、それ以上の「物語」をつくり出していない、と批判している（古市二〇一三）。そして「物語」をつくり出すためには、エントラテイメント性が必要であると主張している。こうした主張は、ある意味でアーカイブ構築を復興ツアーにむすびつける議論と響き合っている。

9) こうした構想は、創造的復興論の基底にあるものと共振しており、いわゆる「大文字の復興」の柱石をなすものである。

そこには、原発災害事故を奇貨として捉え、被災地を新産業の苗床にしようとする意思が見え隠れしている。なお、併せて、吉原(二〇一七)も参照のこと。

10) Kへのヒアリング・ノート(二〇一八年一月九日)より。ただし、ここでは、吉原(二〇一八:三三)より引用。

11) つまり生産と消費をめぐる「第一の産業循環」になり変わり、新しい資本蓄積の場になっているというのである(Harvey 1985 = 一九九二)。

12) 結局、「モノ」としての災害記録誌が重要なのではない。重要なのは、災害記録誌を「読み」、「用いる」ことによって、被災者(そして非被災者)がどう変わったか、そしてその先につながるいくものが何であるかを考えるようになったことである。本来、遺産とはそういうものである。

13) なお、「おおくまふるさと塾」の活動については、吉原(二〇一八)を参照のこと。

文献

- Bergson, A. (1896) *Matière et Mémoire*, Presses Universitaires de France. (= 一九九九、田島節夫訳『物質と記憶』白水社)
- De Nora, P. (1997) *Les lieux de mémoire*, édition en trois volumes, Gallimard. (= 二〇〇三、谷川稔監訳『記憶の場——フランス国民意識の文化』社会史三模索』岩波書店)

DeLanda, M. (2006) *A New Philosophy of Society: Assemblage theory and social complexity*, Continuum.

古市憲寿(二〇一三)『誰も戦争を教えられなく』講談社

Halbwachs, M. (1950) *La Mémoire Collective*, Albin Michel. (= 一九八九、小関藤一郎訳『集合的記憶』行路社)

Harvey, D. (1985) *The Urbanization of Capital*, Basil Blackwell. (= 一九九二、水岡不二雄監訳『都市の資本論』青木書店)

——(2009) *Cosmopolitanism and the Geographies of Freedom*, Columbia University Press. (= 二〇一三、大屋定晴ほか訳『コスモポリタニズム——自由と変革の地理学』作品社)

半谷成満(二〇一八)「福島県における震災関連資料の収集について」国立国会図書館・東北大学災害科学研究所、平成二九

年度東日本大震災アーカイブシンポジウム

鹿島徹(二〇〇六)『可能性としての歴史——越境する物語り理論』岩波書店

喜浦遊(二〇一九)「震災を契機とした大熊町アーカイブズの取り組みについて」『学術の動向』二四—九

成田龍一(二〇一六)『戦後』はいかに語られるか』河出ブックス

高橋雅也(二〇一三)「文化を編みなおす」吉原直樹・近森高明編『都市のリアル』有斐閣

吉原直樹(二〇一七)『小文字の復興』のために』吉原直樹・

似田貝香門・松本行真編著『東日本大震災と〈復興〉の生活
記録』六花出版

——(二〇一八)「ふるさと幻想を超えて——」『おおくまふるさと
塾』の活動をめぐって』『東北都市学会研究年報』一七・

一八

〔追記〕本稿は、二〇一九年七月二〇日、山梨学院大学で開催さ
れたローカル・ガバナンス学会第三一回研究会での筆者の発表
用草稿（震災アーカイブを活かした防災・減災対策とコミュニ
ティ——若干の話題提供）に加筆修正をほどこしたものである。
なお、研究会では、日高昭夫氏および江藤俊昭氏より貴重なコ
メントをいただいた。感謝して記す。